令和６年度　認定こども園　鎮西ひかる保育園　　重要事項説明書

１．施設の概要

名称	認定こども園　鎮西ひかる保育園（保育所型認定こども園）
所在地	福岡県飯塚市大日寺 593－16
電話番号	0948-22-3570
設置認可年月日	平成 25 年 4 月 1 日
園長氏名	白山　勝也
利用定員	０歳児（3 号認定）6 名　　1・2 歳児（3 号認定）24 名 3・4・5 歳児（2 号認定）　30 名 満 3・4・5 歳児（1 号認定）　10 名　　計 70 名
特別保育の実施状況	一時保育、延長保育、預かり保育(1 号認定)
職員への研修の実施状況	職種、経験に基づき各自の仕事のレベルを高めるために全ての職員に実施
嘱託医	ひじい小児科クリニック：肘井孝之　　☏0948-21-6661
嘱託歯科医	秋元歯科クリニック：秋元　喜文　　☏0948-22-6592
顧問弁護士	日野孝俊弁護士
給食	外部委託　株式会社メフォス

２．施設の目的及び運営の方針

(1)本園は、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）に基づいて保育を必要とする乳児及び幼児が心身ともに健やかに育成されるよう保育事業を行うことを目的とする。

(2)本園は、子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努める。

(3)本園は、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行う。

(4)本園は、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行う。

(5)本園は、保育所保育指針（平成２０年厚生労働省告示第１４１号）において規定される保育の内容に係る基本原則に関する事項等をふまえ、本園の実情に合わせて創意工夫をはかり本園の機能及び質の向上に努める。

３．提供する保育・教育の内容

本園は、保育所保育指針及び保育課程に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供します。保育内容、給食及び健康管理については、児童の年齢や発達過程に応じ、ひとりひとりを大切にした、より良い保育を行うとともに、子どもの人権に十分配慮し、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行います。

４.利用定員ごとの提供する日、開所時間、提供を行わない日（令和６年度予定）

【1 号認定(教育標準時間認定)】

提供する曜日	月曜～金曜
教育時間	教育標準時間：8 時 30 分～16 時 30 分（8 時間）
預かり保育	早朝：7 時 00 分～8 時 30 分
	夕方：16 時 30 分～18 時 00 分
	土曜日：原則なし
休園日	土曜・日曜・祝日
	年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）
	夏季休暇（8 月 11 日～8 月 15 日の原則 5 日間）
	※年末年始や夏季休暇の休園日については、事前に保護者様へ説明します。

【2・3 号認定(保育認定)】

提供する曜日	月曜～土曜
保育・教育時間	標準時間：7 時 00 分～18 時 00 分（11 時間）
	短時間：8 時 30 分～16 時 30 分（8 時間）
延長保育	標準時間：18 時 00 分～18 時 30 分
	短時間：7 時 00 分～8 時 30 分、16 時 30 分～18 時 30 分
開所時間	通常保育：7 時 00 分～18 時 00 分
	延長保育：18 時 00 分～18 時 30 分
休園日	日曜・祝日
	年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）

５．職員体制(令和６年４月１日現在)

職名	園長	副園長	主任保育士	保育士	調理員	嘱託医	嘱託歯科医	計
人数	1 名	1 名	1 名	12 名	3 名	1 名	1 名	20 名

※　入所児童の人数に応じて変動することがあります。

６．給食について

<当園の給食の方針>　保育園の給食は・・・生命の保持及び心と体の健全な成長を育み、人生を豊かに、力強く生き抜く能力の基礎を培う

<昼食・おやつ>　3 歳未満児は 10 時のおやつ・昼食・15 時のおやつ、3 歳以上児は昼食・15 時のおやつを提供します。献立の内容については、毎月月末に翌月の献立表をお配りします。

3 歳以上児は水曜日のみ完全給食です。(行事等で変更あり)

<アレルギー等への対応>　アレルギー食物の除去・解除につきましては、医師の「アレルギー除去食に関する診断書（主治医意見書)」などの指示に基づいて実施します。

	9 時 40 分	１１時３０分	１５時
3 歳～5 歳児	―――	給食（主食・副食） 主食（白ご飯）は持参	おやつ
0 歳～2 歳児	おやつ	完全給食（主食・副食）	おやつ

７．保護者の負担について

（１）保育料（3 号認定）

保育料は支給認定を受けた市町村が定める保育料をお支払いただきます。

保育料は、毎月 27 日に原則口座引き落としとさせていただきます。園の口座振替依頼書で手続きをお願いします。

（２）副食費（1・2 号認定）

副食費（おやつ含む）は、一人につき毎月 5,500 円(2 号認定)、4,500 円(1 号認定)となります。

副食費は、毎月２７日に口座引き落としさせていただきます。保育料と同様、毎月徴収になります。

※保育料、副食費が残高不足で引落不能となった場合は、別途手数料をいただくことがあります。

※保育料、副食費を滞納された場合は、退園していただきます。支払いの意思がありやむを得ない事情と判断されれば、継続して利用できます。

（３）実費徴収

そのほか年度初めに､保護者にご負担いただくものとして以下のものがあります。

①　体操服、カバン　　②　新年度用品　　③　写真代

上記のほか、保護者会から保護者会費の徴収があります。

（４）延長保育料（2・3 号認定）

月額１，３００円　又は　１０分１００円（開所時間内の延長を希望する方）

※延長保育時間は 4 の表をご確認ください。

（５）預かり保育料（１号認定）

月額１，０００円　又は　３０分１００円

土曜預り（8：30～12：30）：１，０００円、(8：30～16：30)：２，０００円(別途給食費)

※預り保育時間は 4 の表をご確認ください。

8.利用の終了について

下記の事項に該当する場合は保育・教育の提供を終了します。

(1)1 号・2 号・3 号認定の子どもに該当しなくなったとき。(卒園含む)

(2)保護者から退園の申出があったとき。

(3)市町村が保育所の利用継続が不可能であると認めたとき。

(4)その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

9．登降園について

(1) 登園は 9：20 までにお願いします。9：20 以降は門を閉めますので、インターホンを鳴らしてください。

(2) 欠席、遅刻などの連絡は 9：20 までにお願いします。(連絡なく遅刻した場合は、給食の提供ができない場合があります。)

(3) 事故防止のため、お子様の送迎は必ず保護者の方が責任をもって行ってください。

(4) 保護者以外の方（18 歳以上に限ります）が送迎される場合は、その都度連絡ください。また、身分証明書が必要になります。

１０．駐車場での注意事項

(1) 送迎の際は、事故にはくれぐれも気を付けてください。

(2) 車上狙いの恐れがありますので、必ず鍵を閉め貴重品はお持ちください。当園では、盗難や事故に関する責任は負いません。

(3) 路上駐車は、車の通行等の迷惑になりますのでご遠慮ください。

(4) 駐車場での立ち話はおやめください。

１１.緊急時や病気における対応方法

(1) 緊急の場合（発熱など）は、勤務先に連絡を入れますのでお迎えをお願いします。

(2) 発熱は 37.5℃で連絡を入れます。熱性痙攣をお持ちの場合は必ず申し出ください。

(3) 朝の検温時、37.5℃を超えた場合は登園を控えてください。

(4) 感染症の診断を受けた場合は必ず園に連絡をし、登園停止期間を守り、自宅療養してください。感染症については、別紙医師意見書の提出をお願いします。(別紙参照)

(6) 投薬が必要な場合は必ず処方箋と与薬依頼連絡票の提出をお願いします。(別紙参照)

(5) 保育中に体調の急変や事故等があった場合は、速やかに保護者に連絡をするとともに、嘱託医又は

かかりつけの主治医に相談する等の必要な措置を講じます。

(6) 事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じます。

(7) 児童に対する保育・教育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

１２.ルクミー（アプリ)システムについて

(1) ルクミーという連絡アプリシステムを導入し、登降園管理、保護者の方に園の行事や大切なお知らせなどを配信しています。必ず登録し、お知らせを見逃さないようお願いします。

(2) 毎月、園だよりとクラスだよりを作成し、毎月の行事などを知らせています。また、ホワイトボードにもお知らせを掲示しますので見落としのないようしっかり目を通してください。

１３.非常災害対策

(1) 本園は、非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、少なくとも毎月１回入所児童、職員の避難及び消火訓練を行います。(火災、風水害、地震、不審者対応)

(2) ルクミーを活用し、非常災害時緊急時の連絡を行います。

１４．特別警報等

(1) 開園前に気象庁より「特別警報」「警戒レベル３」が発表された場合は閉園し、自宅待機とします。

(2)「特別警報」「警戒レベル３」が解除された場合は、周辺を含めた安全確認後、開園します。

(3) 開園中に「特別警報」「警戒レベル 3」が発表された場合は、周辺状況を確認の上、降園が可能な場合は、直ちに保護者へ連絡をし、お迎えの依頼を行います。

(4) 飯塚市より避難準備情報の発表、避難勧告・避難指示発令が出た場合は、閉園します。

１５．虐待防止の為の措置に関する事項

(1) 虐待の防止、人権に関する啓発のために職員に対する研修を実施しています。

(2) 保育、教育の提供中に、虐待を受けたと思われる園児を発見した場合には、児童虐待の防止などに関する法律規定に従い、すみやかに市町村、都道府県の設置する児童相談所等、適切な機関に通告します。

１６．苦情・要望に関する相談窓口

(1)　苦情受付担当者　古賀　由理　(副園長)　ＴＥＬ　22-3570

(2)　苦情解決責任者　白山　勝也　(園長)　　ＴＥＬ　22-3570

(3)　第三者委員

・坂本　宗康　ＴＥＬ　21-2977　　・秋元　喜文　ＴＥＬ　22-6592

１７．保険に関する事項

本園では下記の保険に加入しています。

保険の種類	日本スポーツ振興センター災害共済給付 賠償責任保険
保険の内容	保育中の災害等による負傷・障害・死亡などに対する給付 賠償責任、個人情報漏洩、0-157 補償等

※日本スポーツ振興センター災害共済給付

保育園でけがをした場合、医療費の一部を支給する制度です。もしものために全園児加入していただきます。（年額　２６０円）

１８．年間行事予定(令和６年度)

月	行事内容		行事内容
4 月	進級式　内科検診	10 月	いもほり(5 歳児)　遠足
5 月	歯科検診　尿検査　交通安全教室	11 月	内科検診　歯科検診　尿検査 生活発表会
6 月	運動会	12 月	クリスマス会
7 月	水遊び　七夕会	1 月	マラソン大会
8 月	鎮西ひかるまつり	2 月	節分　作品展
9 月	すもう大会　ぶどう狩り（5 歳児）	3 月	ひなまつり　卒園式　修了式 お別れ遠足
毎月の行事：身体測定・避難訓練・誕生会 週１回：英会話(４,５歳児)　月１回：ダンス教室(４,５歳児)　月２回：体操教室(3～５歳児) 月２回：地域家庭支援事業(子育て支援) その他：園開放週間　小、中学校との交流事業　クリーン活動　クッキング保育			

与薬について　　（参考：福岡市医師会乳幼児保健委員会）

① 原則として、園での薬の取り扱いはいたしません。
② やむを得ず園で薬を与える場合は、薬と合わせて安全確保のために「与薬依頼連絡票」（別紙参照）に必要事項を記載し、園で服用する 1 回分（水薬などは別容器に１回量を入れてください）を必ず職員に手渡ししてください。記載漏れや記載不備がある場合は、薬を与えることはできません。
③ 園で与えることのできる薬は、診察した医師が処方したものに限ります。「薬剤情報提供書」の写し（薬についての注意事項を記載した文書）を一緒に提出をお願いします。
④ お子様が今までに使用したことのない新しい薬は、園での使用時に発疹や嘔吐などの思わぬ副反応が生じる恐れがありますので、与えることはできません。また、登園前にご家庭で薬（市販薬を含む）を使用した場合は、登園の際に必ず職員にお伝えください。
⑤ 以下のような場合は、園では薬を与えることはできません。
　a. お子様が服薬を嫌がったり、吐いたりして飲ませられない場合。
　b. 水薬の色が変わったり、濁ったり、性状が変わっていると判断される時。
　c. その他、看護師や保育士の判断により不都合と判断された時
⑥ 発熱時の解熱剤や抗けいれん剤（けいれん止め）、喘息発作時の気管支拡張剤（発作止め）など、園の担当者の判断を必要とする薬は原則として、与えることはできません。ただし、お子さまにとって極めて有用と考えられる場合には、相談に応じます。
⑦ 薬を与える際の取り決め
　a.「食前」「食後」などはできるだけ配慮いたしますが、保育の都合上薬を与える時間を指定することはできません。
　b.特殊な時間での服用や長時間の服用を希望する時には、医師と保護者と園との三者間で協議し、薬を預かるか否かを決めさせていただきます。
　c.使用する薬は１回ずつに分けて、当日分のみをご用意ください。
　d.薬の袋や容器には、必ずお子さまの名前（フルネーム）と日付をご記載ください。
　e.必ず職員に手渡しで、その日の緊急連絡先をお伝えください。
　f.慢性疾患以外の疾患で、園での服薬が２週間を超えた場合は、園から主治医へ保護者を通じて、その後の園での服薬の必要性を確認することがあります。

事故が起こらないよう、上記の要領をご確認いただきますようお願いいたします。

子どもの感染症一覧表　　※保育所における感染症対策ガイドライン（厚生労働省　２０１８年改訂版）参照

感染症には（A　登園に医師意見書が必要な感染症）と（B　医師意見書は必要ないが登園には医師の判断が必要な感染症）の２種類があります。

下記の表（A・B）に記載されている病気になった場合は、必ず医師にご相談ください。

こども園は集団生活の場です。感染の拡大のみならず、乳幼児に至っては重症化する恐れもあります。

医師の診断を受けたら、園に連絡をしてください。保護者の皆さまのご協力をよろしくお願いします。

A　医師意見書が必要な感染症（出席停止となりますので、医師の意見書がない場合は登園できません）

病　　名	潜伏期間	感染しやすい時期(※)	主な症状	登園停止期間
麻　疹 （はしか）	8～12 日	発症 1 日前から 発疹出現の 4 日後まで	発熱・咳・鼻水・目やに。 口の中に白い斑点・全身に発疹	解熱後 3 日を経過するまで。
風　疹	16～18 日	発疹出現の 7 日前から 7 日後くらい	全身に細かい発疹。 発熱、リンパ節の腫れ。	発疹が消失するまで。
水　痘 （水ぼうそう）	14～16 日	発疹出現 1～2 日前から痂皮（かさぶた）形成まで	軽い発熱とともに発疹。 発疹は次第に水泡にかわる。	すべての発疹がかさぶたになるまで。
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	16～18 日	発症 3 日前から 耳下腺腫脹後 4 日	発熱、片側か両側の耳の下、 あごの下が腫れ、口を開けると痛い。	発症から 5 日を経過し、 かつ全身状態が良好になるまで。
咽頭結膜炎 （ｱﾃﾞﾉｳｲﾙｽ・ﾌﾟｰﾙ熱）	2～14 日	発熱、充血等の症状が 出現した数日間	38℃以上の発熱、のどの痛み、 目の充血、目やに。	主要症状が消失した後 2 日を経過するまで。
百　日　咳	7～10 日	抗菌薬を服用しない場合、 咳出現後 3 週間を経過するまで	熱はほとんど出ないが咳が出る。 特に夜や早朝に多く、コンコンと特有の咳が続く。	特有の咳がなくなるまで、又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終わるまで。
結　核	3 ヶ月～数 10 年	―	発熱（微熱）、数週間以上続く咳、疲労感、食欲不振。	症状により医師において感染の恐れがないと認められるまで。
腸管出血性大腸菌 O-157 O-26 O-111 など	10 時間～6 日 O-157 は 3 日～4 日	―	腹痛、下痢、血便。 全く症状のないものから、 軽度～重度の症状までさまざま。	医師より感染の恐れがないと認められるまで。無症状病原体保有所の場合、5 歳以上はﾄｲﾚで排泄が確立していれば出席停止の必要はない。5 歳未満の子どもについては、 2 回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。
流行性角結膜炎 （はやり目）	2～14 日	充血、目やに等の症状が 出現した数日間	目やに、充血、まぶたの腫れ。	結膜炎の症状が消失するまで。
急性出血性結膜炎	1～3 日	―	強い目の痛み、結膜の充血、異物感、涙目。	症状により医師において感染の恐れがないと認められるまで。
侵襲性髄膜炎菌感染症	4 日以内	―	発熱、頭痛、嘔吐。	症状により医師において感染の恐れがないと認められるまで。

※感染しやすい時期を明確に提示できない感染症については（―）としている。

上記の感染症の他に学校保健安全法に定める「第一種感染症」も医師の意見書が必要です

<第一種の感染症>　出席停止の期間はいずれも「治癒するまで」です。

エボラ出血熱、クリミヤ・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、鳥インフルエンザ(H5N1 型)、新型コロナウイルス感染症

B　医師意見書は必要ないが、登園は医師の判断によるもの（必ず受診のもと）

病名	潜伏期間	感染しやすい時期(※)	主な症状	登園の目安
溶連菌感染症	2～5 日	適切な抗菌治療薬を 開始する前と開始後 1 日間	突然の高熱、のどの痛みと腫れ、特有の発疹。 舌に白いｺｹ状のものがつき、その後ｲﾁｺﾞ舌。	抗菌薬の内服後 24～48 時間が経過していること。
伝染性膿痂疹 （とびひ）	2～10 日	―	皮ふにできる米粒大から大豆大の発赤、 水疱、びらん、かさぶた。	病変部を外用薬で処置し、浸出液がしみ出ないようにガーゼ等で覆ってあること。
異型肺炎 マイコプラズマ	2～3 週	適切な抗菌治療薬を開始する前と開始後数日間	発熱、頭痛、咳。特に咳は徐々に激しくなる。	発熱や激しい咳が治まるまで。
感染性胃腸炎 ロタウイルス ノロウイルス	1～3 日	症状のある間と、 症状消失後 1 週間 量は減少していくが数週間 ウイルスを排出しているので注意が必要	突然の嘔吐、下痢。 1 日に何回かの嘔吐、下痢が続く。	嘔吐や下痢症状が始まり、普段の食事がとれること。
手足口病	3～6 日	手足や口腔内に 水泡・潰瘍が発症した数日間	手のひら、足の裏、口の中、おしり等に赤い発疹や水疱。口の中に出れば痛みの為食欲が落ちる。熱が出ることもある。	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること。
伝染性紅斑 （りんご病）	4～14 日	発疹出現の 1 週間前	軽いかぜの症状の後、2 週間前後で両ほほに蕁麻疹のような紅斑ができる。 （りんごのようなホッペになる）	全身状態がいいこと。
ヘルパンギーナ	3～6 日	急性期の数日間 便中に 1 ヶ月程度ウイルスを排出しているので注意が必要	発熱、のどの痛み。のどは赤く、白い水疱や潰瘍ができる。	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること。
インフルエンザ	1～4 日	症状が有る期間 発症前 24 時間から発症後 3 日程度までが最も感染力が強い	発熱、関節痛、倦怠感、頭痛、吐気、下痢等。中耳炎、気管支炎、肺炎などの合併症を起こすことがある。	発症から 5 日を経過し、 かつ解熱後 3 日を経過するまで。
突発性発疹	9～10 日	―	2 歳児以下の乳児によくみられる。 発熱の後、解熱してから、濃いピンク色の小さな発疹が全身に出る。	解熱し、一般状態が良好になるまで。
頭ジラミ	10～30 日 卵は約 7 日で孵化	―	頭皮のかゆみ、毛髪に卵の付着、時に成虫を発見することも。	通常、出席停止の必要はないが、駆除の徹底は必須。
RS ウイルス	4～6 日	呼吸器症状のある間	発熱、鼻水、咳。重症となると気管支炎、肺炎による呼吸苦。	呼吸器症状が消失し、全身状態がいいこと。
帯状疱疹	不定	水疱を形成している間	軽度の痛みや違和感、場合によりかゆみ。 その後、多数の水疱が集まり紅斑となる。 神経の走行に沿って、体の片側に発症する。	すべての発疹がかさぶたになるまで。
伝染性膿痂疹 （水いぼ）	2～7 週	―	表面がツルツルとした光沢のある発疹。直径 1～5mm 程度で中心が凹んでいるのが特徴。体のどこにでもできる。	出席停止の必要はないが、二次感染防止の為、患部の保護等を要する場合もあり。

※感染しやすい時期を明確に提示できない感染症については（―）としている。